〇諫早市共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する建設工事に係る共同企業体の運用に関し必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とは、市が発注する特定の工事の施工を目的として、業者が工事ごとに結成するものをいう。

(対象工事)

- 第3条 共同企業体により競争を行わせることができる工事は、設計金額が次の各号に掲げる工事の区分に応じ、原則として当該各号に定める額以上のものとする。
 - (1) 土木工事 500,000,000円
 - (2) 建築工事 500,000,000円
 - (3) その他の工事 200,000,000円
- 2 前項の規定にかかわらず、市内業者への建設技術の移転及び技術力の向上に資すると 認められる場合は、共同企業体により、競争を行わせることができるものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、その円滑な施工を図るため、特に技術力を結集する必要 があると認められる場合は、共同企業体により競争を行わせることができるものとする。 (構成員の数)
- 第4条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

(構成員の資格)

- 第5条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
 - (1) 市の入札参加資格を有すること。
 - (2) 市が発注する工事(以下「発注工事」という。)に対応する建設業法(昭和24年 法律第100号)第3条第2項に規定する許可業種(以下「許可業種」という。)に つき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有

- し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工業績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績があること。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の選定)

第6条 共同企業体の構成員の参加資格及び業者選定は、諫早市建設工事指名審査委員会 (以下「委員会」という。)の審査を経て行うものとする。

(共同企業体の結成)

第7条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

(構成員の組合せ)

第8条 共同企業体の構成員の組合せは、原則として諫早市建設工事請負業者選定基準 (平成17年庁達第3号)に掲げる等級の最上位の級に格付されている者相互での組合 わせ又は最上位の級及び第2位の級に格付されている者による組合せとする。ただし、 第3位の級に格付されている者で十分な施工能力があると認められるものについては、 最上位の級の者を構成員とする共同企業体の構成員とすることができる。

(入札参加手続)

第9条 第7条の規定により結成された共同企業体が、発注工事に係る一般競争入札又は 指名競争入札に参加しようとするときは、共同企業体の入札参加資格審査の申請をする ものとする。

(資格審査の申請)

- 第10条 共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければならない。
 - (1) 代表者は、最大の施工能力を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成

員中最大であるものとする。

- (2) すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。
- 2 第7条の規定により結成された共同企業体の構成員は、当該工事については他の共同 企業体の構成員となることができないものとする。
- 3 第1項の申請は、建設工事共同企業体協定書(別記様式)、その他市長が必要と認める 書類を添付して行うものとする。

(雑則)

第11条 この基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、平成17年7月1日から施行する。